○鹿児島県水防協議会条例(昭和24年9月5日条例第48号)

鹿児島県水防協議会条例を次のように定める。

鹿児島県水防協議会条例

- 第1条 水防法(昭和24年法律第193号)第8条第1項の規定に基づき,水 防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため,鹿児島県水防協議 会(以下「協議会」という。)を置く。
- 第2条 会長は協議会を代表し、及び会務を総理する。
- 2 会長に事故あるとき又は欠けたときは、その指名する委員がその職務を代理する。
- 第3条 関係行政機関の職員又は関係団体の代表者たる委員に事故があるとき又は欠けたときは、その指名する職務上の代理者がその職務を行うことができる。
- 第4条 関係行政機関の職員たる委員及び関係団体の代表者たる委員の任期は, 当該職に在る期間とし、その他の委員の任期は2年とする。但し、補欠委員の 任期は、前任委員の残任期間とする。

知事において,特別の事由があると認めたときは,前項の規定に拘らず,そ の任期中においても,これを免じ又は解嘱することができる。

- 第5条 会長は、会議を招集し、その議長となる。
- 第6条 協議会は委員の3分の1以上が出席するのでなければ会議を開くことが できない。

協議会の議事は出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議 長の決するところによる。

第7条 協議会に、幹事及び書記各々若干名を置き会長が命じ又は委嘱する。 幹事は、会長の命を受け、庶務を整理する。

書記は,上司の命を受け,庶務に従事する。

- 第8条 会長,委員に対しては、別に定めるところにより、費用弁償を支給する ことができる。
- 第9条 前各条に定めるものの外、協議会について必要な事項は、会長がこれを 定めることができる。

附則

この条例は、公布の日から施行し、昭和24年8月3日から適用する。 附 則(平成12年3月28日条例第64号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

鹿児島県水防協議会委員名簿

(平成21年4月現在)

職名	役 職 名	氏 名	備考
会長	鹿 児 島 県 知 事	伊藤祐一郎	
委員	国土交通省川内川河川事務所長	是 沢 毅	
"	"大隅河川国道事務所長	武士俊也	
JJ.	県 議 会 議 員	禧 久 伸 一 郎	
"	県市長会会長(鹿児島市)	森博幸	
"	県 消 防 協 会 書 記	安 永 麻 美	
"	鹿 児 島 地 方 気 象 台 長	齋 藤 三 行	
"	日本放送協会鹿児島放送局長	亀 山 正 人	
"	NTT西日本鹿児島支店長	今 福 等	
"	陸上自衛隊第12普通科連隊長	前 田 忠 男	
"	海上自衛隊第一航空群司令	坂 田 竜 三	
"	鹿 児 島 県 警 察 本 部 長	桝 田 好 一	
"	社団法人鹿児島県看護協会長	秋 葉 公 子	
"	一級建築 士	古 永 詠 子	
"	鹿児島県立鹿児島西高等学校教頭	佐藤真由美	
"	(有カルチャー・コネクション代表取締役)	山 野 真 理	
	会長 1名		
	委員 15名		

鹿児島県水防協議会幹事名簿

職名	役 職 名	氏 名	備考
幹事	鹿児島県土木部次	長 屋島 明人	
"	IJ	長谷場 良二	
"	国土交通省鹿児島国道事務所副所:	長 横山 陽一	
IJ	国土交通省鶴田ダム管理所管理係力	長 松山 兼二	
IJ	鹿児島県 土木部 監理課長	白坂 功	
IJ	〃 〃 河川課長	高橋 史雄	
IJ	""道路建設課長	久保 力	
IJ	""道路維持課長	中野義一	
IJ	" " 砂防課長	伊藤 仁志	
IJ	""港湾空港課長		
IJ	ル	西薗 幸弘	
IJ	" 総務部 広報課長	森 秀樹	
"	危機管理局 "次長兼危機管理防災課長	兒玉 達美	
IJ	" 保健福祉部 社会福祉課長	園田 純信	
11	"農政部農地建設課長	吉嶺彰二	
	幹事 15名		

水防に関する気象警報等

注意報・警報及び津波予報は、次によりそれぞれの担当官署が発表し、解除するものとする。

1 注意報・警報

(1) 発表機関

注意報・警報は、次の気象官署が各担当区域について発表する。

担当気象官署 担当区域

ア 鹿児島地方気象台 鹿児島県(名瀬測候所の担当区域を除く) イ 名瀬測候所 大島支庁管内及び鹿児島郡のうち十島村

(2) 種類及び発表基準 (一般の利用に適合するもの)

	種類	<u>2-1- ()dX</u> √>√[d/]11(発表基準			
			風雪により災害が起 件に該当する場合。	こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条		
注		風雪注意報	薩摩·大隅	雪を伴い平均風速 12m/s(鹿児島 15m/s,大隅海峡 15m/s)以上が予想される場合。		
			種子島•屋久島	雪を伴い平均風速 15m/s 以上が予想される場合。		
		大雨注意報	大雨により災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には 県内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合。			
	気象注意報意		大雪により災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合。			
意		大雪注意報	薩摩·大隅	24 時間降雪の深さが平地 5cm以上, 山地 10cm以上 が予想される場合。		
			種子島・屋久島	24 時間降雪の深さ 5cm以上が予想される場合。		
		雷 注 意 報	落雷等により被害が予想される場合。			
				なだれが発生して災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には 次の条件に該当する場合		
報		なだれ注意報	薩摩·大隅 種子島·屋久島	積雪の深さ 100cm以上であって, ①気温 3℃以上の 好天, ②低気圧等による降雨, ③降雪の深さ 30cm以 上のいずれかが予想される場合。		
	※地面現象 地面現象 注意報 注意報		大雨・大雪による山くずれ、地すべり等により、災害が起こるおそれがあると予想される場合。			

(その2)

	種	類	発表基準					
注			台風等による海面の とき。 具体的には次の		、一般の注意を喚起する必要がある 場合。			
				出水·伊佐	阿久根* 1.9m			
			# # #	川薩•姶良	阿久根* 1.9m 鹿児島* 1.9m			
			薩摩 (潮位:TP上)	甑島	阿久根* 1.9m			
			(1 7 7] <u>17.</u> 11 <u>11</u>)	鹿児島·日置	阿久根* 1.9m 鹿児島* 1.9m			
				指宿•川辺	枕 崎* 1.9m			
	直 湖 注 音 却	高潮注意報	大隅	曽於	大 泊* 1.9m			
	同物任息報	同份 任息 報	(潮位:TP上)	肝属	大 泊* 1.9m 鹿児島* 1.9m			
			種子島•屋久島	種子島	種子島* 1.9m			
			(潮位:標高)	屋久島	種子島* 1.9m			
意				十島村 (潮位:MSL 上)	中之島* 1.5m			
			奄美	北部 (潮位:標高)	奄 美* 1.3m			
				南部 (潮位:MSL 上)	1.5m			
	波浪注意報	波浪注意報	波浪・うねり等により は有義波高 2.5m以		れがあると予想される場合。 具体的に 合。			
	※浸水注意報	浸水注意報	大雨・長雨等の現象に伴う浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。					
報	洪水注意報	洪水注意報	津波, 高潮以外による洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には鹿児島県内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合。					

	種类	Į					発表基準				
						暴風により重大な災 次の条件に該当する		があると予想される場合。 具体的には			
		暴	風	警	報	薩摩·大隅	平均風速20m/s(が予想される場合	鹿児島25m/s,大隅海峡25m/s)以上			
						種子島•屋久島	平均風速 25m/s	 以上が予想される場合。			
						暴風雪により重大な は次の条件に該当す		れがあると予想される場合。 具体的に			
	暴風雪警 気象警報		風	言 警	報	薩摩•大隅	雪を伴い平均風 25m/s)以上が予	速 20m/s(鹿児島 25m/s,大隅海峡 想される場合。			
			種子島·屋久島 奄美	雪を伴い平均風	速25m/s 以上が予想される場合。						
警	大 雨 警 幸		報			があると予想される場合。 具体的には 「到達することが予想される場合。					
				大雪により重大な災 次の条件に該当する		らそれがあると予想される場合。 具体的には					
	大 雪 警	報	薩摩·大隅	24 時間降雪の深 が予想される場合	さが平地20cm以上,山地30cm以上 う。						
						種子島•屋久島	24 時間降雪の深	さ 10cm以上が予想される場合。			
	※地面現象警報	地	面現	象 警	報	大雨・大雪による山くずれ、地すべり等により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。					
						台風等による海面の異常上昇により, 重大な災害が起こるおそれがある場合。 具体的には次の条件に該当する場合。					
							出水•伊佐	阿久根* 2.1m			
						-tt-ct-	川薩•姶良	鹿児島* 2.7m 阿久根* 2.1m			
報						薩摩 (潮位:TP上)	甑島	阿久根* 2.3m			
						(177]12.11 11)	鹿児島·日置	鹿児島* 2.3m 阿久根* 2.4m			
	古油粉牡		3 £ π	共分	±п		指宿•川辺	枕 崎* 2.2m			
	高潮警報	高	潮	警	報	大隅	曽於	大 泊* 2.1m			
						(潮位:TP上)	肝属	鹿児島* 2.3m 大 泊* 2.4m			
						種子島・屋久島	種子島	種子島* 2.2m			
						(潮位:標高)	屋久島	種子島* 2.2m			
						奄美	十島村	中之島* 2.1m			
						電夫 (潮位:標高)	北部	奄 美* 1.8m			
						(1)(4)	南部	2.3m			
	波 浪 警 執	沙波	浪	警	報	波浪・うねり等により 体的には有義波高 (るおそれがあると予想される場合。 具 る場合。			

	種類							発表基準	
警	* }	浸 フ	、 警	報	浸	水	警	報	大雨・長雨等の現象に伴う浸水により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
報	洪	水	数音	報	洪	水	警	報	津波, 高潮以外による洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には鹿児島県内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合。

- (注)(ア)発表基準欄に記載した数値は、鹿児島県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。
 - (イ)※この注意報・警報は、標題を出さないで、気象注意報、警報に含めて行う。
 - (ウ)注意報・警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。
 - (エ)高潮注意報・高潮警報の基準潮位は東京湾平均海面(T. P)を使用する。なお、T. Pは日本の陸地標高の基準面である。ただし、種子島・屋久島地方、奄美地方は現地の標高を使用する。
 - (オ)*は基準港を表し名称は潮位観測所名を使用している。阿久根(阿久根新港)、鹿児島(鹿児島港)、枕崎 (枕崎港)、大泊(大泊港)、種子島(熊野漁港)、中之島(中之島港)、奄美(小湊港)。
 - (カ)奄美地方南部については二次細分区を代表する基準港(潮位観測所)がないため、基準港は定めない。
 - (キ)警報某準は出水期前までに変更の予定、水防計画書への掲載時期は別途調整願います。

大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方

- (1)大雨及び洪水の欄中、「平地」は標高200m以下の地域、「山地」は標高200mを超える地域を示す。
- (2)大雨及び洪水の欄中、R1、R3 はそれぞれ「平坦地」の1、3 時間雨量を示す。 例えば、「R1=70」であれば、「平坦地の地域で1時間雨量70mm以上」を意味する。
- (3)大雨及び洪水の欄中、R1*、R3*はそれぞれ「平坦地以外」の1、3 時間雨量を示す。 例えば、「R1*=80」であれば、「平坦地以外の地域で1時間雨量80mm以上」を意味する。
- (4)洪水の欄中、「○○川=30」は、「○○川流域の流域雨量指数30以上」を意味する。
- (5)洪水の欄中、「and」は2つの指標による基準を示す。

例えば、「R1=70 and ○○川=30」であれば、「平坦地の地域で1時間雨量70mm以上かつ○○川流域の流域雨量指数30以上」を意味する。また、「R1=70 and R3 =150」であれば、「1時間雨量70以上かつ3時間雨量150mm以上」を意味する。「平坦地、平坦地以外」等の地域は別添資料を参照。

(6)土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定しており、市町村内における基準値の最低値を示す。1km四方毎の基準値については、気象庁ホームページを参照。(http://www.jma.go.jp/jma/index.html)

<参考>

土壌雨量指数:土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。

流域雨量指数:流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。

【大雨注意報基準】

				雨量(
二次細分区域	市田	丁村	1 時間	降水量	3 時間	降水量	土壌雨量指数値
			平地	山地	平地	山地	
	阿久	根市	30	40	60	70	98
	出力	k市	30	40	60	70	105
出水•伊佐	大口]市	30	40	60	70	112
	長島	島町	30	40	60	70	97
	菱刈	(J)ET	30	40	60	70	119
		内市 を除く)	30	40	60	70	88
	霧島		30	40	60	70	101
		ま町	30	40	60	70	110
川薩∙姶良		木町	30	40	60	70	107
	始		30	40	60	70	102
		<u>~</u>	30	40	60	70	108
		k町	30	40	60	70	109
甑島	薩摩川	内市 のみ)	40		70	_	123
		 島市	30	_	60	_	93
鹿児島•日置		置市	30	_	60	_	99
	いちき串木野市		30	_	60	_	92
	枕岬		40	_	70	_	129
	指宿市		40	_	70	_	129
指宿•川辺		つま市	40	_	70	_	120
	南九州市		40	_	70	_	129
		◇市	40	_	70	_	107
曽於		志市	40	_	70	_	115
		大崎町		_	70	_	122
		量市	30	_	60	_	107
		 k市	30	_	60	_	99
		良町	30	_	60	_	122
肝属		工町	30	_	60	_	124
	南大	隅町	30	_	60	_	102
	肝住	寸町	30	_	60	_	107
	-	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	40	_	80	_	99
4 4 1		島村	40	_	80	_	79
種子島地方		子町	40	_	80	_	105
		子町	40	_	80	_	124
	屋久島町		40	_	80	_	88
 十島村	十島村		40	_	70	_	85
	奄美市	笠利町	40	_	60	_	86
		名瀬	40		60	 	86
			40	-	60	<u>-</u>	86
	大彩	11村	40	_	60	_	114
		<u>617</u> 食村	40	_	60	_	85

	瀬戸内町	40	_	60	_	76
	青팉织阳丁	40	_	60	_	90
	喜界町	40	_	60	_	75
	徳之島町	40	_	70	_	87
	天城町	40	_	70	_	87
 奄美地方南部	伊仙町	40	_	70	_	99
电天心力用的 	和泊町	40	_	70	_	97
	知名町	40	_	70	_	102
	与論町	40	_	70	_	161

【洪水注意報基準】

【八八八二忠和圣二】			 雨量(
二次細分区域	市町村	1 時間	降水量		降水量) 流域雨量指数値	
		平地	山地	平地	平地		
	阿久根市	30	40	60	70	高松川=6	
	.1. 1 -		30 40			米之津川=9,平良川=4,野田川=11,	
U.J. 1714	出水市	30		60	70	高尾野川=5,鍋野川=5	
出水•伊佐	大口市	30	40	60	70	羽月川=8,市山川=5	
	長島町	30	40	60	70	_	
	菱刈町	30	40	60	70	_	
	薩摩川内市	20	40	-	70	高城川=4,市比野川=4,	
	(甑島を除く)	30	40	60	70	田海川=4,久富木川=6	
	霧島市	30	40	60	70	天降川=15,手篭川=5,霧島川=5,	
	務垣川	30	40	00	/0	石坂川=4,検校川=7,久留味川=5	
川薩∙姶良	さつま町	30	40	60	70	久富木川=5,穴川=5,夜星川=4	
	加治木町	30	40	60	70	網掛川=5,宇曽木川=4	
	姶良町	30	40	60	70	山田川=6,思川=7	
	蒲生町	30	40	60	70	後郷川=4	
	湧水町	30	40	60	70	_	
甑島	薩摩川内市	40	_	70	_	_	
田以西	(甑島のみ)	70		70			
	鹿児島市	30	_	60	_	甲突川=6,永田川=6,神之川=5,思川=6	
鹿児島•日置	 日置市	30	_	60	_	神之川=7,江口川=6,大里川=6,	
龙儿山 口區						伊作川=5,野田川=4	
	いちき串木野市	30	_	60	_	八房川=7,大里川=5,五反田川=4	
	指宿市	40	_	70	_	_	
指宿·川辺	枕崎市	40	_	70	_	_	
7414 7-12	南さつま市	40	_	70	_	大谷川=4,加世田川=5,堀川=5	
	南九州市	40	_	70	_	麓川=5,永里川=8,大谷川=5	
	 曽於市	40	_	70	_	菱田川=7, 前川=6,大淀川=9,	
				, , ,		横市川=9,月野川=7,溝之口川=7	
曽於	志布志市	40	_	70	_	菱田川=16,安楽川=7, 	
						尾野見川=6,前川=6,福島川=6	
	大崎町	40	_	70	_	田原川=8,持留川=5,梅ヶ渡川=7,汐入川=5	
	虚屋市 ボール・	30	_	60	_	姶良川=7,串良川=6,高須川=10,平房川=4	
	垂水市	30	_	60	_	本城川=5	
肝属	東串良町	30	_	60	_	汐入川=4	
	肝付町	30	_	60	_	高山川=6	
	錦江町	30	_	60	_	神/川=6	
	南大隅町	30	_	60	_	雄川=8	
	西之表市	40	_	80	_	_	
種子島地方	三島村	40	_	80	_	_	
	中種子町	40	_	80	_	_	
	南種子町	40	_	80	_		
屋久島地方	屋久島町	40	_	80	_	安房川=10,宮之浦川=6	
十島村	十島村	40	_	70	_	_	

	奄美市	40	_	60	_	役勝川=5,住用川=7
	大和村	40	_	60	_	_
奄 美 地方北部	宇検村	40	_	60	_	_
电天地力化的	瀬戸内町	40	_	60	_	_
	育[组]四丁	40	_	60	_	_
	喜界町	40	_	60	_	_
	徳之島町	40	_	70	_	_
	天城町	40	_	70	_	秋利神川=5
 奄美地方南部	伊仙町	40	_	70	_	_
电天地力用的	和泊町	40	_	70	_	_
	知名町	40	_	70	_	_
	与論町	40	_	70	_	_

【大雨警報基準】

二次細分区域 市町	村	1 時間	β水 是	っ吐胆	7久→レ 旱		
一次細方区以 「□□	ት ህ		件小里	つ 14月日1	降水量	 土壌雨量指数値	
I I			平坦地以	平坦地	平坦地以	上块附里拍数胆	
			外		外		
阿久村	艮市	70	80	_	_	140	
出水	.市	70	90	_	_	151	
出水·伊佐 大口	市	70	70	_	_	160	
長島	:田丁		60	-	_	139	
菱刈	田丁	60	70	_	_	170	
薩摩川	内市	70	00			107	
(甑島を	·除<)	70	90		_	127	
霧島	市	60	80	-	_	145	
川薩・姶良	E町	70	80		-	158	
加治才	大町	70	80	_	_	153	
姶良	田丁	70	80		_	147	
蒲生	田丁	60	80		_	155	
湧水	田丁		80	_		157	
薩摩川 甑島	内市		70			177	
11.5 (甑島の)み)		70	1		177	
鹿児島	高市	70	70	ı	-	134	
鹿児島•日置 日置	市	60	70	I	-	142	
いちき串	木野市	60	80	ı	1	132	
枕崎	市	60	70	1	_	162	
指宿・川辺 指宿	市	60	80	-	_	162	
南さつ	ま市	60	80	1	_	150	
南九州	南九州市		-	-	160	162	
曽於	市	70	70	-	_	154	
曽於 志布記	市	60	80	-	_	165	
大崎	田丁	60	60	1	_	175	
鹿屋	市	60	60	-	_	153	
垂水	市.		70	_	_	142	
肝属 東串島	良町	60	_	1	_	175	
錦江	田丁	_	70	-	_	178	
南大阪	禺町	_	80	ı	_	146	
肝付	田丁	70	80	_	_	153	
西之君	支市	_	80	_	140	142	
三島 種子島地方	村	_	60	_	_	114	
中種子	产町	_	70	-	_	150	
南種子	子町	_	70	-	_	178	
屋久島地方 屋久島	島町	_	90	_	_	177	
十島村十島	村	70	70	-	-	143	
奄美地方北部	笠利町		60	110	_		
	名 瀬				120	144	
-	住用村				170		

	大和村	_	_	_	110	190
	宇検村	_	_	_	110	143
	瀬戸内町	_	80	_	_	128
	育直织)田丁	_	_	_	110	151
	喜界町	70	70	_	_	126
	徳之島町	_	_	_	110	145
	天城町	70	70	_	_	146
 奄美地方南部	伊仙町	70	70	_	_	166
电关心力用的 	和泊町	70	70	_	_	163
	知名町	_	70	_	_	171
	与論町	80	_	_	190	269

【洪水警報基準】

	報基準 】	1	= = '				
二次細分区域		雨量(mm)				\+\+ <u>+</u>	
	市町村	1 時間降水量		3 時間降水量		流域雨量	複合基準
		平坦地	平坦地以 外	平坦地	平坦地以 外	指数値	
出水・伊佐	阿久根市	70	80	1	_	高松川=21	R1=50 and 高松川=13
	出水市	70	00			野田川=26,米之津川=23,鍋野川=18,	D. 50 134 + 3411 40
		70	90	_	_	平良川=9,高尾野川=13	R1=50 and 米之津川=18
	大口市	70	70	-	_	羽月川=30,市山川=17	R1=45 and 川内川=47
	長島町	_	60	-	_	_	_
	菱刈町	60	70	ı	_	_	R1=30 and 川内川=36
	薩摩川内市 (甑島を除く)	70	90	-	_	久富木川=16,高城川=14 田海川=9.市比野川=13	R1=60 and 川内川=36
	霧島市	60	80	-	_	天降川=43,検校川=21,霧島川=18, 久留味川=17,手篭川=16,石坂川=12	R1=35 and 天降川=22
│ │ 川薩・姶良	さつま町	70	80	_	_	久富木川=19,穴川=17,夜星川=15	_
	加治木町	70	80		_	網掛川=15,宇曽木川=11	_
	姶良町	70	80	_	_	思川=19,山田川=16	R1=60 and 山田川=12
	蒲生町	60	60	_	_	後郷川=11	R1=40 and 後郷川=9
	湧水町	_	80		_	_	R1*=30 and 川内川=29
ᄊᆕᅼ	薩摩川内市						
甑島	(甑島のみ)	_	70	_	_	_	R1*=50 and R3*=70
	鹿児島市	70	70	_	_	思川=15,永田川=17,甲突川=15,神之川=13	R1=45 and 甲突川=11
病児自・口楽	日置市	60	70	_	_	神之川=19,江口川=16,大里川=15,	
鹿児島•日置 						伊作川=15,野田川=12	_
	いちき串木野市	60	80	-	_	八房川=19,大里川=13,五反田川=12	_
	枕崎市	60	70	_	_	_	_
 指宿・川辺	指宿市	60	80	_	_	_	_
1010 7112	南さつま市	60	80	ı	_	加世田川=14,堀川=13,大谷川=12	R1=40 and 万之瀬川=20
	南九州市	70	_	-	160	永里川=13,大谷川=12,麓川=13	_
曽於	曽於市	70	70	-	_	大淀川=21,横市川=21,月野川=18, 菱田川=17,溝之口川=17,前川=15	R1=60 and 菱田川=6
	志布志市	60	80	_	_	菱田川=42,安楽川=19, 尾野見川=18. 前川=18.福島川=16	R1=50 and 菱田川=18
	大崎町	60	60		_	田原川=22,梅ヶ渡川=18,汐入川=15,持留川=10	_
	鹿屋市	60	60	_	_	高須川=26,姶良川=20,串良川=16,平房川=11	R1=30 and 肝属川=13
	垂水市	_	70	_	_	本城川=13	R1*=45 and 本城川=9
肝属	東串良町	60	_	_	_	汐入II=15	R3=90 and 肝属川=17
	錦江町	_	70	_	_	神ノ川=21	_
	南大隅町	_	80	_	_	雄川=25	R1*=60 and 雄川=22
	肝付町	70	80	_	_	高山川=25	R1=45 and 肝属川=32
種子島地方	西之表市	_	80	_	140	_	R1≭=60 and R3≭=100
	三島村	_	70	-	_	-	_
	中種子町	_	70	-	_	_	_
	南種子町	_	70	-	_	_	
屋久島地方	屋久島町	_	90	_	_	安房川=25,宮之浦川=15	R1*=80 and 安房川=13

十島村	十島村		70	70	_	_	_	_	
奄美地方北部	奄美市	笠和	画		60	80	_		_
		名	瀬				120		
		住月	村				170	住用川=17,役勝川=13	
	大和村		ı	_	_	110	I	_	
	宇検村		-	_	_	110	1	_	
	瀬戸内町		1	80	-	_	I	_	
	龍組町		ı	_	_	110	1	_	
	喜界町		70	70	_	_	Ī	_	
奄美地方南部	徳之島町		ı	_	-	110	-	_	
	天城町		70	70	-	_	秋利神川=10	_	
	伊仙町		70	70	-	_	-	_	
	和泊町		70	80	_	_	<u> -</u>	_	
	知名町		ı	70	_	_	<u> -</u>	_	
	与論町		80	_	_	190	_	_	

(3) 予・警報の細分区域

災害発生のおそれのある区域を指定できる場合には、一次細分区域または二次細分区域を指定して発表する。細分区域は、次のとおりである。

一次細分	二次細分	該当する市郡名
区域名	区域名	
	鹿児島・日置	鹿児島市,日置市,いちき串木野市
*	出水・伊佐	出水郡,阿久根市,出水市,伊佐市
薩摩地方	川薩・姶良	薩摩川内市(甑島を除く),薩摩郡,姶良郡,霧島市
	甑島	薩摩川内市(甑島に限る)
	指宿・川辺	南さつま市、枕崎市、指宿市、南九州市
*	曽於	曽於市,志布志市,曽於郡
大隅地方	肝属	鹿屋市,垂水市,肝属郡
種子島	種子島地方	西之表市,鹿児島郡(のうち三島村),
屋久島		熊毛郡(のうち中種子町, 南種子町)
地方	屋久島地方	熊毛郡(のうち屋久島町)
	十島村	鹿児島郡十島村
	北部	奄美市,大島郡(のうち大和村,宇検村,瀬戸内町,龍郷町,
奄美地方		喜界町)
	南部	大島郡(のうち徳之島町,天城町,伊仙町,和泊町,知名町,
		与論町)

- (注) 1 ※印は、一次細分区域名「薩摩地方」と「大隅地方」及び「種子島・屋久島地方」を統合する場合に「鹿児島県(奄美地方を除く)」とする。
 - 2 海岸線からおおむね 20 海里以内の海域(沿岸の海域)についての注意報・警報は、担当予報区、一次細分区域または二次細分区域に含めて行う。